

○**埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程**

平成13年9月4日訓令第40号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条（設置）

第二条（所掌事務）

□ 第三条（構成）

2

3

4

第四条（本部への協力要請）

□ 第五条（専門委員会）

改正
平成
四年
三月
九日
訓令
第一
号
平成
七年
三月
平成
四年
五月
七日
訓令
第二
号
平成
九年
四月

印刷モード

終了